

「環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」
に対する意見の募集(パブリック・コメント)について(お知らせ)

平成22年5月24日(月)
環境省総合環境政策局環境保健部
企画課石綿健康被害対策室
直通電話：03-5521-6552
代表電話：03-3581-3351
室長：泉 陽子(内6381)
室長補佐：柳田 貴広(内6382)
担当：田上 翔(内6316)

「環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、5月24日(月)から6月22日(火)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行います。

1. 意見募集対象

別添資料「環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」の「2. 改正の内容」

2. 資料の入手方法

- (1) 環境省HP <http://www.env.go.jp/info/iken.html>
- (2) 電子政府の総合窓口 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- (3) 窓口での配付
環境省総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室
(東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎4号館12階)

3. 募集要領

(1) 募集期間

平成22年月5日24(月)～6月22日(火)17:00まで 必着

(2) 意見提出先・提出方法

以下の記入要領に従い、別紙の意見提出用紙に日本語で御記入の上、電子メール、FAX、郵送のいずれかの方法で、下記の提出先まで送付してください。

件名は「石綿健康被害救済法施行規則改正に対する意見」としてください。

電話及び匿名での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

電子メールによる提出時のファイル形式は、テキスト又はWordファイルとしてください。

企業・団体からの意見を提出される場合に、同一の意見を複数の部署から提出されることのないようお願いいたします。

【記入要領】

- (宛先) 環境省総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室
石綿健康被害救済法施行規則改正パブリックコメント担当
- (件名) 石綿健康被害救済法施行規則改正に対する意見
- [氏名](企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) [住所]
- [電話番号]
- [FAX番号]
- [電子メールアドレス]
- [意見]
- ・該当箇所

・意見内容

(行目等どの部分についての意見か、該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。)

・理由

【提出先及びお問い合わせ先】

環境省総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎4号館12階

TEL：03-3581-3351（内線6389）

FAX：03-5510-0122

メールアドレス：ishiwata@env.go.jp

4. 御意見の取り扱い

皆様からいただいた御意見につきましては、今後の政策における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。